

盛岡市監査委員告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

なお、工藤由春監査委員は、監査結果決定の合議に関与しなかった。

平成 30 年 6 月 29 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
同 小山田 正 美
同 八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は上下水道局である。うち、すべての部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
【上下水道局】 総務課、経営企画課、給排水課	平成 30 年 5 月 14 日から同年 5 月 17 日まで
浄水課	平成 30 年 5 月 18 日
水道建設課、水道維持課、下水道整備課	平成 30 年 5 月 21 日から同年 5 月 23 日まで
下水道施設管理課	平成 30 年 5 月 24 日
玉山事務所	平成 30 年 5 月 25 日

第 2 監査の範囲

平成 29 年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

第 3 監査の方法

平成 30 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、

適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 上下水道局

下水道整備課

【指摘事項】

- 1 下水道事業受益者負担金の返還加算金の交付に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 工事請負契約に当たり、出来形不足が発生している事例が見られたので、適正な工事監督業務の遂行を求める。
- 3 業務委託契約に当たり、印刷部数の積算が不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 取扱区域が設定されていないもの
 - (2) 簿冊が作成されていないもの
 - (3) 管理運用状況の点検が実施されていないもの

玉山事務所

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、仕様書に定める点検計画書が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。